

【資料3－2】

東久留米市

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

(素案)

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の性格.....	5
3 計画の対象.....	6
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定について	7
6 計画の推進・進捗管理	9
第2章 障害のある人を取り巻く現状.....	11
1 障害のある人の状況.....	12
第3章 障害福祉計画	21
1 令和8年度に向けた目標の設定.....	22
2 事業量の見込み	29
第4章 障害児福祉計画	48
1 令和8年度に向けた目標の設定.....	49
2 事業量の見込み	51
資料編.....	54
1 検討経過	55
2 東久留米市地域自立支援協議会	55
3 アンケートからみられる状況.....	55
4 ヒアリングからみられる状況.....	55
5 市内施設一覧	55
6 持続可能な開発目標(SDGs)について	55

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

東久留米市では、令和3年2月に「東久留米市障害者計画」、「東久留米市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」という基本理念のもと、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、障害者施策にかかわる主な関連法令が成立・改正され、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々な場面での制約や活動の減少、「新しい生活様式」への対応と、このことに伴うICTの活用など、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が起きています。

国においては、令和5年に「障害者基本計画(第5次)」を策定し、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

また、令和4年12月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布されました。改正の内容は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善等の措置が講じられることとなりました。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行や「障害者差別解消法」の改正など、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

こうしたなか、本市では障害福祉サービスの実績をもとに「東久留米市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の点検・評価を東久留米市地域自立支援協議会にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このたび、「東久留米市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、新たに「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

■障害者施策にかかわる主な関連法令の動向

年	関連法令等	概 要
平成 23 年	○障害者基本法の一部改正	・ 目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成 24 年	○障害者虐待防止法の施行 ○障害者自立支援法の一部改正 ○児童福祉法の一部改正	・ 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・ 相談支援の充実、障害児支援の強化など ・ 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	○障害者総合支援法の施行 ○障害者雇用促進法の一部改正 ○公職選挙法の一部改正 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の成立	・ 障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・ 法定雇用率の引き上げ ・ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す ・ 公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
平成 26 年	○障害者の権利に関する条約の批准 ○障害者総合支援法の改正	・ 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託 ・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成 27 年	○障害者総合支援法の改正 ○難病法の施行	・ 障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 ・ 難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成 28 年	○障害者差別解消法の施行 ○障害者雇用促進法の改正 ○発達障害者支援法の改正	・ 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・ 法定雇用率算定に精神障害者が加わる ・ 基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成 30 年	○障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ○障害者文化芸術推進法の施行	・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・ 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化
令和元年	○障害者雇用促進法の改正 ○読書バリアフリー法の施行	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 3 年	○障害者差別解消法の改正	・ 令和 6 年 4 月 1 日から事業者による合理的配慮の提供が義務化

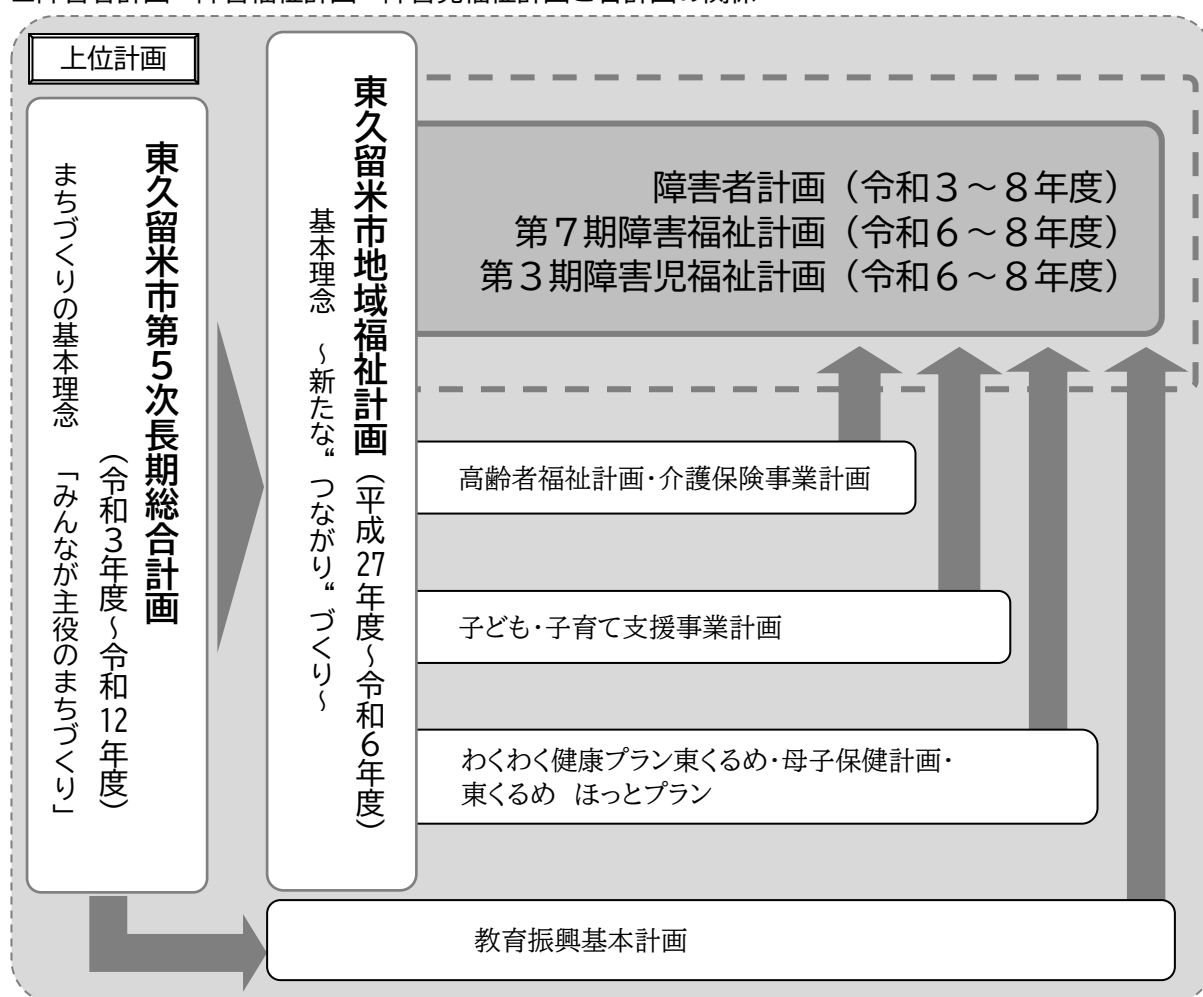
年	関連法令等	概 要
	○医療的ケア児支援法の施行	・「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記
令和4年	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ○障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ○障害者雇用促進法の改正 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正 ○難病法の改正	・障害者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進 ・障害者の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置

2 計画の性格

この計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第1項に定める市町村障害福祉計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)による改正後の児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第5次長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。

■障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と各計画の関係



3 計画の対象

「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、障害の有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

※障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

■計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	計画期間					
障害福祉計画	第6期計画期間			第7期計画期間		
障害児福祉計画	第2期計画期間			第3期計画期間		

5 計画の策定について

(1) 国の指針に基づいた計画策定

国では社会保障審議会障害者部会での議論やパブリックコメント等の手続きを経たうえで、以下の内容で障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和5年厚生労働省告示第1号)の見直しを行いました。

市では国の指針を基に、これまでの実績や地域の実情を踏まえこの計画を策定しました。

○ 基本的理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

○ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

○ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

○ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

○ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（２）「東久留米市地域自立支援協議会」の開催

この計画は、障害当事者や障害者団体・家族会の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業者の代表から構成される「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を協議・検討し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

（３）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

この計画の策定に当たっては、福祉に関する意識やサービスの利用意向及び利用実態などを把握するために、障害当事者と障害のない市民を対象に「障害者施策に関するアンケート調査」と、市内当事者団体と法人を対象に「ヒアリング調査」を実施しました。

（４）パブリックコメント等の実施

この計画の素案を、市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

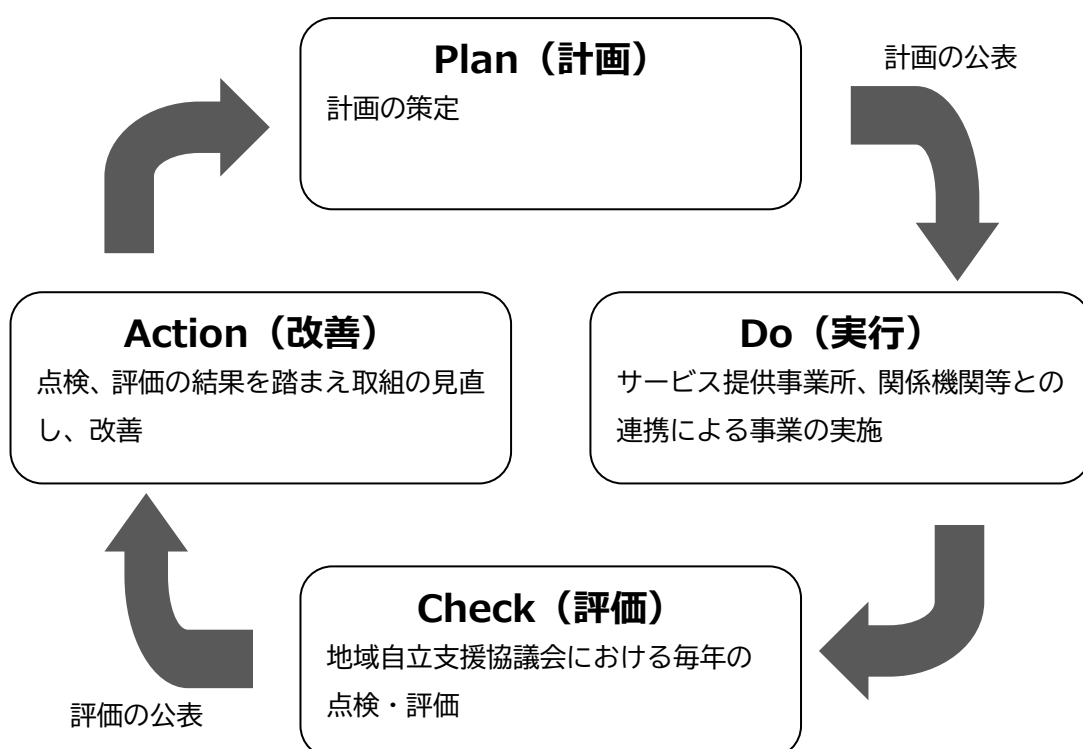
6 計画の推進・進捗管理

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和6年度から8年度が第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCA サイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の1を目安に選任していきます。一方、専門部会では協議会委員に限らず、多様な参加者が加われるように運営していきます。



（２）関係者・関係機関との連携

障害者施策の推進に当たっては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・NPO 団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

（３）情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念にのっとり、障害のある人が情報を取得し利用できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティの向上により、障害福祉に関する情報を発信します。

第2章

障害のある人を取り巻く現状

1 障害のある人の状況

(1) 身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日時点で 3,294 人と、この6年間で 85 人(2.5%)の減少となっています。

障害種別でみると、主な障害が内部障害の人が1,114 人(33.8%)と最も多く、次いで下肢障害の 847 人(25.7%)となっています。

年齢構成別でみると、65 歳以上の人 が 2,262 人と全体の 68.7%となっています。

障害等級別でみると、1 級の人が1,081 人(32.8%)と最も多く、次いで4 級の819 人(24.9%)となっています。

◆障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	3,379	3,400	3,406	3,364	3,317	3,294
視覚障害	217	209	212	212	215	222
	6.4%	6.1%	6.2%	6.3%	6.5%	6.7%
聴覚・平衡 機能障害	280	286	289	291	289	291
	8.3%	8.4%	8.5%	8.7%	8.7%	8.8%
音声・言語・そし ゃく機能障害	74	69	73	71	75	71
	2.2%	2.0%	2.1%	2.1%	2.3%	2.2%
下肢障害	874	896	889	868	867	847
	25.9%	26.4%	26.1%	25.8%	26.1%	25.7%
上肢障害	543	531	527	516	504	504
	16.1%	15.6%	15.5%	15.3%	15.2%	15.3%
体幹障害	274	281	277	267	253	245
	8.1%	8.3%	8.1%	7.9%	7.6%	7.4%
内部障害	1,117	1,128	1,139	1,139	1,114	1,114
	33.1%	33.2%	33.4%	33.9%	33.6%	33.8%

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

◆年齢構成別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	3,379	3,400	3,406	3,364	3,317	3,294
18 歳未満	68	56	57	54	54	55
	2.0%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.7%
18 歳以上 65 歳未満	959	956	972	968	958	977
	28.4%	28.1%	28.5%	28.8%	28.9%	29.7%
65 歳以上	2,352	2,388	2,377	2,342	2,305	2,262
	69.6%	70.2%	69.8%	69.6%	69.5%	68.7%

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

◆障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	3,379	3,400	3,406	3,364	3,317	3,294
1 級	1,193	1,194	1,173	1,157	1,088	1,081
	35.3%	35.1%	34.4%	34.4%	32.8%	32.8%
2 級	494	500	504	496	506	503
	14.6%	14.7%	14.8%	14.7%	15.3%	15.3%
3 級	534	529	538	512	511	493
	15.8%	15.6%	15.8%	15.2%	15.4%	15.0%
4 級	794	814	811	810	817	819
	23.5%	23.9%	23.8%	24.1%	24.6%	24.9%
5 級	209	209	215	224	227	222
	6.2%	6.1%	6.3%	6.7%	6.8%	6.7%
6 級	155	154	165	165	168	176
	4.6%	4.5%	4.8%	4.9%	5.1%	5.3%

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

(2) 知的障害者の状況

本市の愛の手帳所持者数は、令和5年4月1日時点で1,044人と、この6年間で158人(17.8%)の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳未満の人が227人(21.7%)、18歳以上の人が817人(78.3%)となっています。

障害等級別でみると、4度(軽度)の人が482人(46.2%)と最も多くなっています。

◆年齢構成別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体	886	923	948	964	1,003	1,044
18歳未満	188	197	202	205	218	227
	21.2%	21.3%	21.3%	21.3%	21.7%	21.7%
18歳以上	698	726	746	759	785	817
	78.8%	78.7%	78.7%	78.7%	78.3%	78.3%

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

◆障害等級別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体	886	923	948	964	1,003	1,044
1度（最重度）	31	30	30	27	25	26
	3.5%	3.3%	3.2%	2.8%	2.5%	2.5%
2度（重度）	264	271	288	290	303	314
	29.8%	29.4%	30.4%	30.1%	30.2%	30.1%
3度（中度）	198	204	211	216	219	222
	22.3%	22.1%	22.3%	22.4%	21.8%	21.3%
4度（軽度）	393	418	419	431	456	482
	44.4%	45.3%	44.2%	44.7%	45.5%	46.2%

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

(3) 精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日時点で 1,557 人と、この6年間で 703 人(82.3%)の増加となっています。

年齢構成別でみると、18 歳以上 65 歳未満の人が 1,298 人と全体の 83,4%となっています。

障害等級別でみると、2級が 860 人(55.2%)と最も多くなっています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者数は、令和5年4月1日時点で 2,602 人と、この6年間で 351 人(15.6%)の増加となっています。

◆年齢構成別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	854	1,133	1,238	1,344	1,414	1,557
18 歳未満	47	46	62	72	83	82
	4.2%	4.1%	5.0%	5.4%	5.9%	5.3%
18 歳以上 65 歳未満	933	952	1018	1,108	1,180	1,298
	84.1%	84.0%	82.2%	82.4%	83.5%	83.4%
65 歳以上	129	135	158	164	151	177
	11.6%	11.9%	12.8%	12.2%	10.7%	11.4%

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

◆障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	854	1,133	1,238	1,344	1,414	1,557
1 級	52	67	75	77	74	84
	6.1%	5.9%	6.1%	5.7%	5.2%	5.4%
2 級	518	635	692	750	812	860
	60.7%	56.0%	55.9%	55.8%	57.4%	55.2%
3 級	284	431	471	517	528	613
	33.3%	38.0%	38.0%	38.5%	37.3%	39.4%

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

◆自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	2,251	2,191	2,270	2,509	2,509	2,602

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

（４）発達障害者の状況

令和5年4月1日現在、自立支援医療（精神通院）を受給している発達障害者の人数 人とこの6年間で 人（ %）の増加となっています。

◆自立支援医療費助成を受けている発達障害者の人数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	183	230				

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

（５）難病・小児慢性疾患医療費助成受給者の状況

令和5年4月1日現在、難病医療費助成受給者数は 923 人と、この6年間で 97 人(10.9%)の増加となっています。

また、小児慢性特定疾病医療費助成受給者数は 80 人と、この6年間で1人(1.2%)の減少となっています。

◆難病医療費助成受給者数の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	894	895	964	1,019	999	991

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

◆小児慢性特定疾病医療費助成受給者数

単位：人

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	81	77	87	95	86	80

資料：障害福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

（６）障害や発達に課題のある子どもの状況

◆健康診査時心理相談・心理経過観察健診利用者数

単位：人

		心理 相談 利用者数	相談 項目 総数	相談項目内訳（延数）										
				問題 なし	精神 発達 の問題	ことば の問題	くせ の問題	行動 性格 の問題	社会 性の 問題	生活 習慣 の問題	養育 者の 問題	家庭 環境 の問題	疾患 障害 の疑い	その他
心 理 相談	1 歳 6 か月児 健康診査	178	332	4	25	74	22	88	33	17	21	10	17	21
	2 歳児歯科 健康診査	131	209	0	16	75	9	70	23	2	9	4	0	1
	3 歳児健康 診査	154	302	0	21	55	7	101	41	11	30	17	18	1
心 理 経過 観察 健診	1 歳 6 か月児 健診・3 歳児 歯科健診後	143	336	0	29	87	3	82	58	10	34	8	18	7
	3 歳児健診後	193	451	0	46	71	9	145	89	9	33	13	33	3

資料：健康課 令和 4 年度実績

◆わかくさ発達相談等の実施件数

単位：人

	発達・見 学相談	こ と ば の教室	親子 保育	訪問 相談	連絡 調整等	外来 訓練	訪問 訓練	合計
利用人数	2,435	62	1,261	85	10	68	9	3,930

資料：わかくさ学園（令和 4 年度実績）

音声コード

◆特別支援学級等への在籍状況

単位：人

区分		小学校	中学校	合計
固定	学級数	19	10	29
	児童・生徒数	132	69	201
通級	学級数	3	1	4
	児童・生徒数	35	4	39
特別支援教室	児童・生徒数	306	92	398

資料：指導室 令和5年4月1日現在

(7) 雇用・就労の状況

◆障害者の職業紹介状況（三鷹公共職業安定所管内）

単位：人

区分	登録者数	職業紹介状況		
		就労中	求職中	保留中
全 体	60,833	30,386	25,679	4768
身体障害者	17,526	8404	7124	1998
知的障害者	14,030	9157	3693	1180
精神障害者	27,658	12217	13935	1506
発達障害者	821	241	568	12
難病障害者	532	180	304	48
高次脳機能障害者	156	121	23	12
その他	110	66	32	12

資料：三鷹公共職業安定所 令和5年3月末現在

◆就労支援室（さいわい・あおぞら）利用状況

単位：人

	区分	登録者数	活 動 状 況	
			新規就職者数	就 業 中
さいわい	身体障害者	20	5	4
	知的障害者	152	10	8
	精神障害者	1	0	0
	合計	173	15	12
あおぞら	身体障害者	4	0	0
	知的障害者	5	0	0
	精神障害者	122	24	18
	合計	131	24	18
全体		304	39	30

資料：障害福祉課（令和5年3月31日現在）

◆福祉施設から一般就労への移行状況

単位：人

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体					
身体障害者					
知的障害者					
精神障害者					

資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

第 3 章

障害福祉計画

1 令和8年度に向けた目標の設定

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項について定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、地域の実情に応じて、令和8年度における目標を設定し、計画を推進します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末時点における施設入所者のうち、6%以上が令和8年度末において地域生活に移行するとともに、令和8年度末における施設入所者を、令和4年度末から5%以上削減することを基本としています。

これを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■成果目標

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数	94人	
令和5年9月末時点の施設入所者数	91人	
【目標値】地域生活移行者	6人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数。令和5年度末時点の施設入所者数の6%以上。
【目標値】施設入所者の削減	5人	令和8年度末までに削減する施設入所者数。令和元年度末時点の施設入所者数の5%以上。
令和8年度末時点の施設入所者数	89人	令和8年度末の利用人員見込み

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、国の基本指針や成果目標を踏まえて、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行います。本市においては、東久留米市精神保健福祉ケア連絡会を協議の場としています。また、国の基本指針では以下のとおり目標値の設定が掲げられていますが、これらの成果目標については都道府県で設定することとされているため、市では目標設定を行いません。

■国の基本指針による目標値

- ①令和8年度において、精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 325.3 日以上とする。
- ②令和8年度末における、精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③令和8年度において、精神病棟における退院率を入院後3カ月 68.9%以上、6カ月 84.5%以上、1年時点の退院率 91.0%以上とする。

■活動指標

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	3	3	3

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係参加者数(人)	2	2	2
医療(精神科)関係参加者数(人)	5	5	5
医療(精神科以外)関係参加者数(人)	0	0	0
福祉関係参加者数(人)	16	16	16
当事者及び家族等の関係者参加者数(人)	2	2	2

音声コード

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、目標及び評価の実施回数の見込みを設定します。

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数(回)	1	1	1

④ 事業量の見込み

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1	2	2
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	43	44	46
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	29	31	33

■地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項目	数値	備考
令和4年時点の長期入院患者数	人	令和4年 630 調査における 1年以上入院患者数
うち 65 歳以上の人数	人	
うち 65 歳未満の人数	人	
令和8年度末時点の地域の精神保健医療 福祉体制の基盤整備量	人	区市町村ごとの長期入院患者数をもとに 東京都が算出
うち 65 歳以上の人数	人	
うち 65 歳未満の人数	人	

（３）地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において、障害のある人の地域生活支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備える地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実情等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とされています。

本市においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本とし、必要な機能や地域における支援体制の把握を進め、令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するべく検討します。また、整備に当たっては国が示すコーディネーター等の配置を念頭に置くとともに、整備後には、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

また、強度行動障害を有する人への支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■成果目標

項目	数値	備考
令和3年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	16人	令和3年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	9人	令和3年度末の人数
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	令和3年度末の人数
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	6人	令和3年度末の人数
就労定着支援事業の利用者数	31人	令和3年度中の人数
【目標】令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	21人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和3年度実績の1.28倍以上。
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	10人	令和3年度実績の1.31倍以上
利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	令和3年度実績の1.29倍以上
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	8人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	44人	令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	全体の2割5分以上	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。基幹相談支援センターに主任相談支援専門員の配置を目指すとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や研修等の実施による地域の相談支援事業所の人材育成など、相談支援体制の強化を図る体制の確保について検討します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、相談支援専門員の連絡会における個別事例の検討などを通じ、地域の相談支援体制を強化に努めます。

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による指導・助言件数	検討	検討	3
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	検討	検討	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	検討	検討	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数	検討	検討	12
主任相談支援専門員の配置数	検討	検討	1

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を進めるため、活動指標の見込みを設定します。

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数	12	12	12
事例検討への参加事業者数・機関数	17	17	17
協議会の専門部会の設置数	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数	12	12	12

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うことが重要であるとされています。

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求の過誤をなくするための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組として、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通して事業所へ助言指導していきます。

都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みと、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを活動指標として設定します。

■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

(年間あたり)

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(人)	6	6	6

■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(年間あたり)

区分	第7期(見込み)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有
実施回数(回)	1	1	1

2 事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態、及び事業者アンケート調査結果に鑑み算出しています。

(1) 訪問系サービス

○居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	121	132	134	143	148	154
利用時間数(時間)	1,397	1,561	1,544	1,716	1,776	1,848

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅で入浴・排せつ・食事等の介護、家事援助、外出中の移動介護などを総合的にを行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	20	20	20	20	20	20
利用時間数(時間)	7,374	7,305	6,562	7,400	7,400	7,400

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。

(月あたり)

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	25	30	28	30	30	30
利用時間数(時間)	584	645	612	660	660	660

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するための援護、外出時の移動の介助などの援助を行います。

(月あたり)

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	27	29	30	31	33	34
利用時間数(時間)	809	896	866	930	990	1,020

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○重度障害者等包括支援

意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(月あたり)

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
利用時間数(時間)	0	0	0	0	0	0

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

【訪問系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 見込まれるサービス利用量の増加に対応するため、地域の事業所と連携して福祉人材の確保及び養成の支援に努めます。
- サービスの質の向上や福祉人材のスキルアップのため、研修情報の提供や地域自立支援協議会主催の講演会等を実施します。

(2) 日中活動系サービス

○生活介護

常時介護を必要とする人に、障害者支援施設等で入浴・排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	253	257	260	265	269	273
利用日数(日)	5,292	5,377	4,959	5,565	5,649	5,733

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な身体障害者等に、一定期間、必要な訓練を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	3	4	2	3	3	3
利用日数(日)	35	57	33	51	51	51

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○就労選択支援

障害のある人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	—	—	—	—	40	40

令和7年10月施行、令和7、8年度は年度末(3月)見込み

○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者に、一定期間、必要な訓練を行います。

（月あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	27	33	34	38	41	44
利用日数(日)	276	343	276	418	451	528

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。

（月あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	37	38	44	47	50	53
利用日数(日)	676	728	656	893	950	1,007

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が難しい人に、生産活動等の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結び、最低賃金法が適用されます。

（月あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	20	21	20	21	21	21
利用日数(日)	416	452	399	441	441	441

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が難しい人に、生産活動等の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行います。

（月あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	335	337	342	342	345	348
利用日数(日)	5,750	5,917	5,384	6,156	6,210	6,264

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方の就労の継続を図るため、企業や障害福祉サービス事業者等との連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の支援を行います。

（年間あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	23	30	22	30	34	38

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、昼間、病院において機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

（月あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	15	14	15	15	15	15

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行います。

※（ ）内はうち医療型の見込み（月あたり）

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	27 (3)	34 (3)	42 (6)	46 (7)	50 (7)	54 (8)
利用日数(日)	192 (25)	243 (16)	248 (29)	322 (38)	350 (41)	378 (44)

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

【日中活動系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。
- 障害のある人の高齢化・重度化に伴う利用者の増加や、特別支援学校等の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されます。利用者の希望するサービスの提供体制の確保のため、定員拡充などの働きかけについて検討していきます。
- 自立訓練については、障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、必要な訓練の充実を図ります。
- 就労移行支援については、市内事業所の利用が減少しているため、利用者のニーズの把握に努めます。また就労継続支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動等の減少が見受けられることから、市内事業所や地域自立支援協議会の就労部会、就労支援室と連携し、農福連携の取組みなど新たな生産活動の開拓を図ります。就労定着支援においては、一般就労へ移行した方の定着率の向上を目指します。
- 短期入所は家族の高齢化や緊急時の対応など、ニーズの増加が見込まれます。地域生活支援拠点の整備とともに必要な提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

○自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した人などに対し、定期的又は随時の訪問、相談対応等により生活状況を把握し、必要な助言及び関係機関との連絡調整等の援助を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	0	1	0	1	1	1

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○共同生活援助

地域での共同生活に支障のない人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談や日常生活の援助を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	160	191	193	203	210	217

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○施設入所支援

障害者支援施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の支援を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	94	94	91	91	90	89

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

【居住系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 自立生活援助は、市内に事業を提供する事業所がないため、事業者の新規開設を促し、一人暮らしの人などへの支援を行うとともに、入所施設や長期入院からの地域移行を推進します。
- 共同生活援助については、新規事業所の開設が続き、定員が増加していますが、一方で支援の質の確保について課題となっています。東京都と連携しながら運営状況を確認、助言を行い、適切な運営ができるよう促します。また利用者のニーズ把握に努め、本市における事業所の定員数も勘案しながら、地域で必要とされる見込み量の確保に努めます。
- 施設入所支援については、基本方針としての地域移行の推進と当事者及びその家族の希望との調整を図りながら、施設入所の支援を行います。

(4) 相談支援

○計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する人に、その人の状況に適したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリング等の支援を行います。

○地域移行支援

入所施設からの退所や精神科病院等からの退院に当たって支援を要する人に、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行います。

○地域定着支援

居宅において単身で生活している方や家族と同居していても緊急時の支援が見込めない人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等の支援を行います。

(月あたり)

利用件数 (件)	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	120	135	110	155	168	182
地域移行支援	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

各年度月平均実績、令和5年度は9月までの月平均実績

※計画相談支援、障害児相談支援はモニタリング利用件数を含む

【相談支援事業の見込量確保に向けての方策】

- 相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込み量の確保に努めます。
- 地域自立支援協議会と相談事業所部会との連携により、地域の課題抽出やケース検討による質の向上を図ります。
- 施設や病院に長期入所・長期入院している人が安心して地域での生活に移行できるよう、事業所と協力して支援に努めます。

(5) 地域生活支援事業

■ 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する地域住民の理解を深めるための研修・啓発事業を行います。本市においては、当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対して、その事業費の一部を補助しています。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

③－1 障害者相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。本市では、市内2箇所の事業者へ委託し、実施しています。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③－２ 基幹相談支援センター機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の強化を図ります。本市では障害福祉課に精神保健福祉士を配置しています。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センター機能強化事業	機能として実施	機能として実施	機能として実施	検討	検討	検討

③－３ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害者がある人に対し、権利擁護の視点から成年後見制度の利用支援を行います。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用件数（件）	3	0	0	1	1	1

令和５年度は９月までの実績

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、障害福祉課等の窓口においては通信機器を利用した遠隔手話サービスを提供します。

（年間あたり）

区分(件)	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	572	616	301	650	650	650
要約筆記	6	4	1	4	4	4

令和5年度の実利用者数は令和5年9月までの合計

⑦ 日常生活用具給付等事業

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

（年間あたり）

区分 (件)	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5	5	5	5	5	5
自立生活支援用具	12	22	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	8	10	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	10	18	14	14	14	14
排泄管理支援用具	2,191	2,385	2,400	2,400	2,400	2,400
住宅改修	16	7	7	7	7	7

令和5年度は上半期の実績を基にした見込み

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。

(年間あたり)

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了者数 (人)	17	34	50	67	67	67

令和5年度は受講者数

⑨ 移動支援事業

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

(年間あたり)

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所(箇所)	69	69	52	55	58	61
実利用者数 (人)	242	223	212	230	235	240
ひと月あたりの平均利用時間数 (時間)	1,472	1,461	1643	1,650	1,660	1,670

令和5年度の実利用者数は令和5年9月末時点、時間数は9月実績

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等に対する創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会交流の促進を行い、障害のある人の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担います。

【地域活動支援センターの種類】

I 型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、1日あたりの実利用人員が概ね 20 名以上であることが条件。

II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、1日あたりの実利用人員が概ね 15 名以上であることが条件。

（年間あたり）

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I 型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	59	93		100	100	100
II 型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	5	6	23	25	25	25

令和5年度の実利用者数は令和5年9月までの合計

■任意事業

⑪ 訪問入浴事業

在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、自宅へ専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。

(月あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
利用回数(回)	4	4	4	4	4	4

⑫ 日中一時支援

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

(年間あたり)

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所(箇所)	6	6	6	6	6	6
実利用者数(人)	177	163	144	150	150	150

令和5年度の実利用者数は令和5年9月末時点

⑬ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難である障害のある人等のために、音声訳した市報(声の広報)を希望者に送付します。また、障害等により市のホームページの閲覧が困難な人に対し、ホームページに読み上げ機能や文字拡大機能を付加し、情報入手を可能とします。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【地域生活支援事業の見込量確保に向けての方策】

① 理解促進研修・啓発事業

引き続き当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対して、その事業費の一部を補助することにより、障害のある人等への理解を深める支援を行います。

② 自発的活動支援事業

現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

③ 障害者相談支援事業

引き続き地域活動支援センターにおいて相談支援事業を実施するとともに、基幹相談支援センターの設置を進め、地域の相談支援体制の充実を図ります。住宅入居等支援事業については現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

地域の成年後見制度中核機関である東久留米市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、首長申立と第三者後見人への報酬助成制度を積極的に運用して、制度利用を推進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

必要な手話通訳者が確保できるよう、市の養成講習等の実施により手話通訳者の確保に努めます。また、市の窓口においては遠隔手話サービスの提供によりコミュニケーションを支援します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

引き続き障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象品目や範囲については、随時検討します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話講習会（入門、基礎、応用、通訳養成）の実施により手話通訳者の養成を行うとともに普及啓発を図ります。

⑨ 移動支援事業

福祉人材の不足が見込まれるため、事業所と連携して人材の確保に努めるとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜利用要件等の見直しを行います。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

引き続き障害のある人の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担うべく、地域のニーズを把握し、プログラムの充実を図ります。

⑪ 訪問入浴事業

引き続き、必要なサービス量の確保に努めます。

⑫ 日中一時支援

福祉人材の不足が見込まれるため、事業所と連携して人材の確保に努めるとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜利用要件等の見直しを行います。

⑬ 点字・声の広報等発行事業

引き続き事業を実施し、情報入手が困難な人への支援を行います。

～青年・成人期の余暇活動について～

児童に対する放課後等の「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」に関する支援としては「放課後等デイサービス」が児童福祉法に定められていますが、成人に対する日中活動終了後の余暇活動に関する支援については、同様なサービスが定められておりません。

青年・成人期における日中活動終了後の過ごし方については、休息の時間に配慮したうえで、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれています。

こうした状況を踏まえ、市では、令和元年度より市内で青年・成人期の余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しており、また新たな活動の場の確保についても模索しています。

今後も国や都の動向を注視するとともに、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方も踏まえ、本市における青年・成人期の余暇活動について地域自立支援協議会などで調査研究していきます。

第4章

障害児福祉計画

1 令和8年度に向けた目標の設定

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和8年度における目標を定め、計画を推進します。

（１）重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とするとされています。

本市においては、児童発達支援センターわかき学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、事業所連絡会の開催や研修の実施など、地域で障害児通所支援事業等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

また、児童発達支援センターわかき学園で実施している巡回相談や保育所等訪問支援事業等を活用しながら、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

（２）関係機関と連携した支援

障害児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかき学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

（３）特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とされています。本市においては児童発達支援センターわかき学園において支援を行っていますが、特に放課後等デイサービス事業所について、事業者への働きかけを行うなど、事業所の確保に努めます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場としています。令和5年度に定めた東久留米市医療的ケア児受入方針を基に、適切な支援が受けられるよう関係部署による連携を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターの配置を促進し、支援のための地域づくりを推進していきます。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	第3期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター数(人)	3	3	3

2 事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態、及び事業者アンケート調査結果に鑑み算出しています。

○児童発達支援

未就学児に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

(月あたり)

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	83	109	107	115	123	131
利用日数(日)	767	1,009	1,117	1,380	1,476	1,572

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○放課後等デイサービス

就学児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(月あたり)

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	203	226	232	254	268	282
利用日数(日)	2,727	2,977	2,659	3,556	4,752	3,948

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により通所支援を受けるために外出することが著しく困難である未就学児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

(月あたり)

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
利用日数(日)	0	0	0	0	0	0

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○保育所等訪問支援

保育所等を利用中している児童が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問し支援します。

(月あたり)

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	26	20	15	20	22	24
利用日数(日)	138	92	81	100	110	120

令和3、4年度は年度末(3月)実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末(3月)見込み

○障害児相談支援

障害児通所支援を利用する人に、その人の状況に適したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリング等の支援を行います。

(月あたり)

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	37	42	37	58	68	80

各年度月平均実績、令和5年度は9月までの月平均実績

※障害児相談支援はモニタリング利用件数を含む

【児童系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 利用者のニーズの増加が引き続き見込まれるなか、サービスの質の確保が課題となっています。
地域自立支援協議会の子ども部会や事業所間の情報交換、東京都と市の合同による実地指導等により、サービスの質の向上を目指すとともに、必要な事業量の確保に努めます。
- 相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込み量の確保に努めます。

資料編

1 検討経過

2 東久留米市地域自立支援協議会

3 アンケートからみられる状況

4 ヒアリングからみられる状況

5 市内施設一覧

6 持続可能な開発目標(SDGs)について
